

資料4 別紙

特定施設整備基準の改正案

令和7年1月
まちづくり審議会

1 背景及び改正の方向性について

1 バリアフリー法施行令の改正を踏まえた条例基準改正の方向性について

- 国は、車椅子利用者用便房・車椅子利用者用駐車施設・車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)に関する移動等円滑化基準を改正(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

	現行の国の移動等円滑化基準	改正後の国の移動等円滑化基準
車椅子利用者用便房	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物： <u>1以上</u> 	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物：原則、 <u>各階に1以上</u> 【例外】 [小規模階(床面積1,000㎡以下の階)を有する場合] 小規模階の床面積の <u>合計1,000㎡ごとに1以上</u> (端数切捨て) [大規模階(床面積10,000㎡超の階)を有する場合] 10,000～40,000㎡： <u>各階に2か所</u> 40,000㎡超：超える部分 <u>20,000㎡以内ごとに1か所追加</u> (端数切上げ)
車椅子利用者用駐車施設	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物： <u>1以上</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 駐車台数が 200台以下： <u>2%以上</u> 200台超： <u>1%+2以上</u> (端数切上げ) 
車椅子利用者用部分(劇場等の観覧スペース)	<u>基準なし</u>	延べ面積2,000㎡以上の特別特定建築物で 総数400席以下： <u>2席以上</u> 総数400席超： <u>0.5%以上</u> (端数切上げ) 

★国は、従来の「最低限1つ設ける」から、「規模に応じて複数設ける」という考え方に移行

法(国)基準の改正を踏まえ

条例(県)における①不特定多数利用便所(一般用トイレ)、②車椅子利用者利用便房、③トイレに設ける乳幼児設備(おむつ交換台等)、④オストメイト設備、⑤車椅子利用者利用駐車施設、⑥劇場等の車椅子利用者利用区画(車椅子利用者用観覧スペース)に係る基準の改正を行うほか、所要の見直しを行う。

2 特定施設整備基準の改正案

2

① 不特定多数利用便所(一般用トイレ)

■原則として、**設置数**を「**各階に1以上**」に義務付け

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	義務付けなし		全ての規模	各階に1以上 (ただし、高齢者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、高齢者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上設置しないことがやむを得ない階※を除く。)
学校、病院等、劇場等、官公署、老人ホーム等、運動施設、博物館等、銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、地下街等、展示場、公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、路外駐車場等			延べ面積 1,000㎡以上	
物販店舗、ホテル等、遊技場、クリーニング取次店等、共同住宅、寄宿舎			延べ面積 2,000㎡以上	
事務所、工場			延べ面積 3,000㎡以上	

※バリアフリー法の取扱いに準じて、例えば、ホテル・旅館の客室のみが存する階、共同住宅の住戸のみが存する階などが考えられます。

2 特定施設整備基準の改正案

3

② 車椅子利用者利用便房(多機能トイレ)

■原則として、**設置数**を「建物に1以上」から「**各階に1以上**」に見直す
(学校、劇場等について、1,000㎡以上で建物に1以上の設置を義務付ける
規定は現状維持)



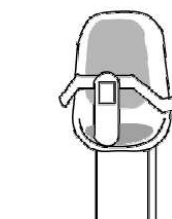
施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	全ての規模	各階に1以上
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公衆便所、 公共用歩廊、地下街等、展示場、 公衆浴場、飲食店、理髪店等、学習塾等、 路外駐車場等	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 2,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
物販店舗、ホテル等、遊技場、 クリーニング取次店等、共同住宅、 寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	各階に1以上
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	各階に1以上

2 特定施設整備基準の改正案

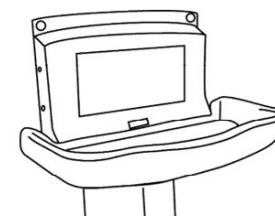
4

③ トイレに設ける乳幼児設備（おむつ交換台等） 【県条例の独自基準】

■ **大規模な施設**について、**設置数**を「1以上」から「**2以上**」に見直す



ベビーチェア
(ベビーキープ)



おむつ交換台

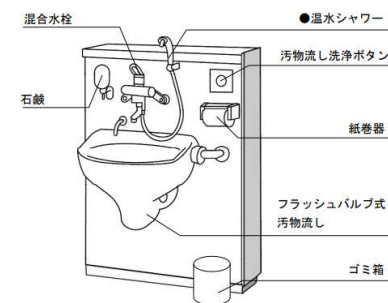
【トイレに設ける乳幼児設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所、 公共の交通機関の施設	全ての規模	建物に1以上	延べ面積 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
病院等、劇場等、官公署、 運動施設、博物館等、銀行等、公共用歩 廊、地下街等、展示場、 公衆浴場、飲食店	延べ面積 1,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 1,000㎡以上 5,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 5,000㎡以上	建物に2以上
物販店舗、ホテル等	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上 10,000㎡未満	建物に1以上
			延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上

2 特定施設整備基準の改正案

④ トイレに設けるオストメイト設備 【県条例の独自基準】

■ **大規模な病院等**について、**設置数を「1以上」から「2以上」**に見直す



【温水シャワー付きのオストメイト設備】

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上	延べ面積 50㎡以上	建物に1以上
学校、老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 ホテル等、遊技場、公衆浴場、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等、 路外駐車場等、共同住宅、寄宿舎	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
病院等、劇場等、官公署、展示場、 物販店舗、飲食店	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 2,000㎡以上	建物に1以上
	延べ面積 10,000㎡以上	建物に1以上 (温水シャワー付き を設置)	延べ面積 10,000㎡以上	建物に2以上 (うち1以上は、 温水シャワー付き を設置)
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上	延べ面積 3,000㎡以上	建物に1以上

2 特定施設整備基準の改正案

6

⑤ 車椅子利用者利用駐車施設

■ **設置数**を「1以上」から「**駐車台数の2%以上**」等に見直す

施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
公衆便所	延べ面積 50㎡以上 又は30台以上	1以上	延べ面積 50㎡以上又は 30台以上	(駐車台数が 200台以下の 場合) 2%以上
路外駐車場等	延べ面積 500㎡以上 又は30台以上		延べ面積 500㎡以上 又は30台以上	
学校、病院等、劇場等、官公署、 老人ホーム等、運動施設、博物館等、 銀行等、自動車教習所、公共用歩廊、 公共の交通機関の施設、地下街等、 展示場、物販店舗、ホテル等、遊技場、 公衆浴場、飲食店、理髪店等、 クリーニング取次店等、学習塾等	延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 2,000㎡以上 又は30台以上	(駐車台数が 200台超の 場合) 1%+2以上
共同住宅、寄宿舍	延べ面積 2,000㎡以上		延べ面積 2,000㎡以上	※端数切上げ
事務所、工場	延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上		延べ面積 3,000㎡以上 又は30台以上	

2 特定施設整備基準の改正案

⑥ 劇場等の車椅子使用者利用区画(車椅子使用者用観覧スペース)

- **設置数**を「1以上」から「**席数の0.5%以上(最低2以上)**」に見直す
- **設置位置**の「**出入口付近に区画を設ける**」基準について、出入口から区画までの経路のバリアフリー化を前提に**削除**



施設の用途	現行基準		改正基準(案)	
	建物の規模	整備基準	建物の規模	整備基準
劇場等	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 1以上 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・区画は、出入口付近に設ける ・集団補聴設備等を設ける	延べ面積 1,000㎡ 以上	【設置数】 (席数400席以下) 2以上 (席数400席超) 0.5%以上 ※端数切上げ 【技術基準】 ・幅900mm×奥行1,400mmの空間 ・出入口～区画の経路は、高齢者等利用経路とする ・集団補聴設備等を設ける

その他所要の改正

- ホテル等の車椅子使用者利用客室の整備数の基準(室数が50室以上の場合にその1%に相当する数以上整備)について、現行は新築や増築等の場合のみ適用されているところ、大規模な修繕や模様替え等の場合も適用されるよう見直す